

被災者に対する住宅供給の現状と課題

住宅・都市研究グループ 研究員 米野 史健

目 次

- I はじめに
 - II 東日本大震災での応急仮設住宅等の供給
 - 1) 応急仮設住宅等の供給状況
 - 2) 地元業者等が建設する応急仮設住宅
 - 3) 既存ストックを活用する借り上げ仮設住宅
 - III 東日本大震災での復興住宅の供給への取り組み
 - 1) 住宅復興の方針・計画
 - 2) 災害公営住宅の供給に関する検討の状況
 - IV おわりに～今後の住宅復興と将来に向けての課題
- 補注・参考文献

I はじめに

2011年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）では、最大震度7の地震及びこれに伴う津波によって、東北地方から関東地方までの太平洋沿岸部を中心に、広い範囲で被害が発生した。その後の余震も含めれば、人的被害は死者15844人・行方不明3394人、建物（住家）被害は全壊128530戸・半壊240332戸と甚大である^{※1}。また、この地震及び津波で発生した東京電力福島第一原子力発電所の事故により、元の居住地からの避難を余儀なくされた地域及び人々も存在する。

このような被害を受けた人々に対して、失った住居の代わりとなる応急的な住まいを供給することは、当面の生活の安定を図る意味で、早急に取り組むべき重要な対応である。そして、個々人の生活及び地域の本格的な復興に向けて、暮らしの基盤となる恒久的な住まいを供給することも、大きな意味をもつ。

住宅・都市研究グループでは、そのような応急的な住まい＝応急仮設住宅等と恒久的な住まい＝復興住宅の供給に関し、震災発生から継続的に情報を収集し、状況の整理・分析を行うとともに、いくつかの取組や調査に対する技術指導等を行ってきた。本稿では、震災約10ヶ月後の2012年1月上旬までの状況について、各種の公表・報道資料や、当グループが関わった調査・取組の情報に基づいて、全般的な整理と課題の考察を行う。

II 東日本大震災での応急仮設住宅等の供給

1) 応急仮設住宅等の供給状況

(1) 応急仮設住宅等の種類と供給の方法

被災者のための応急的な住まいの確保・提供について、供給される住まいの種類と供給の方法、及び供給主体の全体像を概略的に整理したのが図1である。

① 応急仮設住宅 ～多様な主体による建設

応急仮設住宅は、居住する住家がない被災者のうち自らの資力では住宅を確保出来ない者に対し、簡単な住宅を仮設し一時的な居住の安定を図るものである。災害救助法に基づき都道府県が設置し、経費に対して国庫負担が行われる。

建設に関しては、従来の震災では、都道府県と協定を締結している（社）プレハブ建築協会の規格建築部会の会員各社（主にプレハブメーカー）によって供給がなされる体制であった。しかし今回の震災では必要となる戸数が膨大であったため、国土交通省の協力要請を受ける形で、従来の供給体制に加えて、プレハブ建築協会の住宅部会の会員各社（主にハウスメーカー）及び（社）住宅生産団体連合会傘下の関連協会（（社）日本ツーバイフォー建築協会、（社）日本木造住宅産業協会など）の会員各社による供給が行われている。

あわせて、被害の大きかった岩手・宮城・福島の被災3県で

